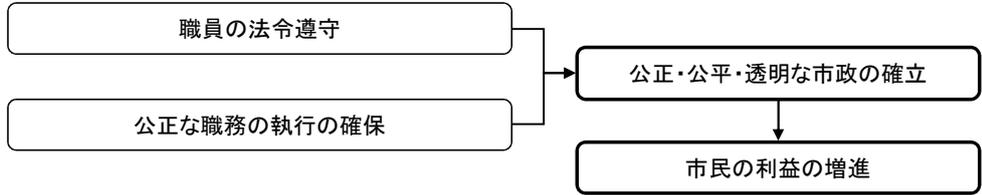


# 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の概要

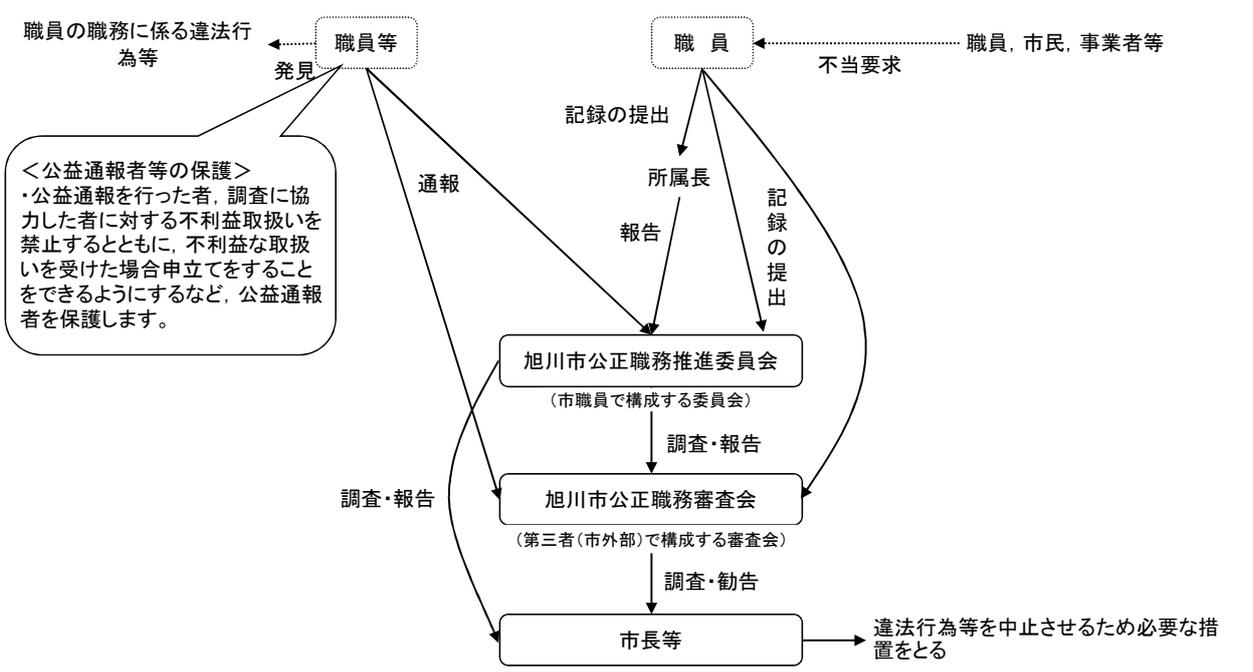
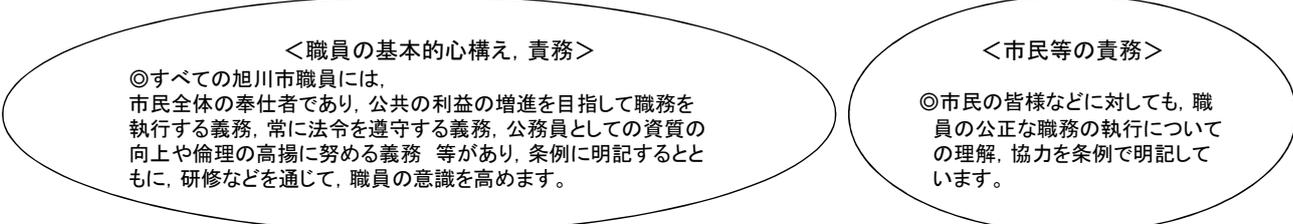
## 1 目的

職員の法令遵守の推進を図るとともに、公正な職務の執行を確保することにより、市民に信頼される公平、公正で透明な市政を確立し、市民の利益を増進することを目的としています。



## 2 概要

- ① 職員の基本的な心構えや責任として果たさなければならない事柄を明記するとともに、市役所内における法令遵守の体制を整備します。
- ② 公益通報制度を設け、市役所内部において組織的に行われている不正行為等を未然に防止又は早期に是正します。
- ③ いわゆる「口きき」、「働きかけ」や暴力行為等による不当な要求に対しては、これを拒否するとともに、必要に応じて文書による警告を行うなど、不当要求には屈しないという基本姿勢を明らかにし、公平、公正で透明な市政運営を推進します。



＜公益通報者等の保護＞  
 ・公益通報を行った者、調査に協力した者に対する不利益取扱いを禁止するとともに、不利益な取扱いを受けた場合申立てをできるようにするなど、公益通報者を保護します。